

公表対象随意契約一覧

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 随意契約担当部課の名称及び所在地 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 随意契約に係る契約金額(税込) | 随意契約によることとした理由 | その他必要な事項(備考) |
|-------------------------------------|---|------------|--|-----------------|---|--------------|
| オーソビジョンMax保守 1式 | 東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課 | 令和2年10月14日 | オーソ・クリニカル・ダイアグノ スティクス株式会社 東京都品川区大崎1-11-2 | 1,353,000円 | 保守業務は製造メーカーにより実施されることが望ましいことから、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。 | |
| WEB会議・オンライン診療向けLAN設備増設工事 1式 | 東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課 | 令和2年10月30日 | 富士通Japan株式会社 東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 | 4,213,000円 | ネットワークサービス業者が富士通Japan株式会社で、整備を早急に行う必要もあるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。 | |
| 卓上型 安全キャビネット BHC-T701ⅡA2 1式 | 東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課 | 令和2年10月20日 | 株式会社メディセオ 東京都中央区八重洲2丁目7番15号 | 1,558,770円 | 予定価格が160万円を超えない財産の買入れに該当することから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定により、随意契約とするものであること。 | |
| 省排気型 安全キャビネット BHC-1310ⅡA2S 1式 | 東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課 | 令和2年10月20日 | 株式会社メディセオ 東京都中央区八重洲2丁目7番15号 | 1,564,200円 | 予定価格が160万円を超えない財産の買入れに該当することから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定により、随意契約とするものであること。 | |
| 使い捨て防塵マスク (ハイラック350型) 800枚 | 東京都渋谷区広尾4-1-23 日本赤十字社医療センター 契約管財課 | 令和2年12月21日 | 株式会社MMコーポレーション 東京都江東区佐賀2-8-20 (株)メディセオ新東京ビル内 | 1,584,000円 | 東京都福祉保健局医療政策部医療施設等施設・設備費等補助金に係る契約手続基準 第5 契約の例外(6)に該当するため。 | |

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

公表対象随意契約一覧

| 物品等又は役務の 名称及び数量 | 随意契約担当部課 の名称及び所在地 | 随意契約を 締結した日 | 随意契約の相手方 の氏名及び住所 | 随意契約に係る 契約金額(税込) | 随意契約による こととした理由 | その他必要 な事項(備考) |
|-------------------------------------|---|----------------|--|---------------------|---|------------------|
| 放射線治療計画装置 保守 1式 | 東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課 | 令和2年12月25日 | 株式会社日立製作所 東京都台東区東上野2-16-1 | 4,081,000円 | 保守業務は製造メーカーにより実施 されることが望ましいことから、日本 赤十字社会計規則第36条第3項の 契約の性質又は目的が競争を許さな いに該当するため、随意契約とするも のであること。 | |
| 医療関係者間コミュニ ケーションアプリ 「Join」 1式 | 東京都渋谷区広尾4-1-23 日本赤十字社医療センター 契約管財課 | 令和2年12月22日 | 株式会社アルム 東京都渋谷区渋谷3-27-11 祐真ビル新館2F | 8,999,100円 | 「Join」の取り扱いが株式会社アルム のみであり、日本赤十字社会計規則 第36条3項規定の契約の性質又は目 的が競争を許さないことに該当する 為、随意契約とするものであること。 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。